

会

報

社団法人 日本病理学会
〒113-0033
東京都文京区本郷2-40-9
ニュー赤門ビル4F
TEL: 03-5684-6886
FAX: 03-5684-6936
E-mail jsp-admin@umin.ac.jp
http://jsp.umin.ac.jp/

社団法人日本病理学会

第216号

平成18年(2006年)1月刊

1. 理事会および総会

平成17年11月16日(第51回秋期特別総会の前日)に学士会分館(東京)にて理事会を、11月17日には東京大学大講堂(安田講堂)にて総会を開催した。これらの理事会、総会では、理事長報告、各種委員会委員長報告を行った。

協議事項としては、総会では、平成18年度/19年度役員(理事・監事)の選任、平成18年度事業計画並びに収支予算、「病理専門医制度規程」および「口腔病理専門医制度規程」の改定、第53回(平成19年度)秋期特別総会世話人および第97回(平成20年度)総会会長について協議し、それぞれ原案のとおり決定した。

理事会では、「病理専門医研修指導医・病理専門医研修指導責任者についての細則」、「資格審査および試験についての細則」の制定、「学術委員会内規」、「病理専門医研修施設認定審査細則」、「病理専門医研修施設登録・確認取扱細則」の改定、Pathology International 編集長(Editor)、第96回(平成19年度)総会宿題報告担当者、平成18年度秋期学術集会シンポジウム演題、病理診断シリーズの講演者、第7回(平成17年度)会員の海外派遣者、第6回(平成18年度)海外病理学会会員の招へい者、第5回(平成17年度前期)海外病理学会参加支援者、ドイツ派遣研究(留学)者、英国病理学会への出席者、平成17年度上期新入会員、「名誉会員の逝去に関する理事会申し合せ事項」、「医療関連死関係専門委員会(仮称)の設置」について、それぞれ協議して決定した。

また、名誉会員の有資格者名簿を整理・確認し、推戴に向けて作業を始めた。

なお、病理学会学術集会の改革、褒賞制度の変更、「“ネクロプシー”と部分解剖に関する見解(中間報告)」の各案は保留となり、各委員会から再度の提案を待つことにした。

2. 学術集会

(1) 第51回(平成17年度)秋期特別総会

東京大学を世話機関として深山正久、宮園浩平の両世話人のもとで、平成17年11月17日(木)～18日(金)の2日間、東京大学大講堂(安田講堂)にて開催された。記念講演2題、A演説10題、B演説2題、シンポジウム1件6

題、病理診断シリーズ2題、メッセージ1件の発表と討論が行われた。会期の前後には技術講習会、病理学教育セミナー、スライドセミナーなどが開かれた。

(2) 今後予定されている総会は、以下のとおりである。

- 1) 第95回(平成18年度)総会
世話機関: 杏林大学
会 長: 坂本穆彦教授
会 期: 平成18年4月30日(日)、5月1日(月)～2日(火)
会 場: 京王プラザホテル
- 2) 第52回(平成18年度)秋期特別総会
世話機関: 和歌山県立医科大学
世話人代表: 覚道健一教授
会 期: 平成18年11月23日(木)～24日(金)
会 場: ダイワロイネットホテル和歌山
- 3) 第96回(平成19年度)総会
世話機関: 大阪大学
会 長: 青笹克之教授
会 期: 平成19年3月13日(火)～15日(木)
会 場: 大阪国際会議場
- 4) 第53回(平成19年度)秋期特別総会
世話機関: 東京医科大学
世話人代表: 向井 清教授
会期および会場: 未定
- 5) 第97回(平成20年度)総会
世話機関: 金沢大学
会 長: 中沼安二教授
会期および会場: 未定

3. 理事長報告(理事会・総会報告要旨)

森 茂郎理事長より、春期総会以降の会務全般と各委員会活動の主要事項について報告があった。

- (1) 次期役員選挙のための選挙管理委員会委員は、原正道(横浜市立大学)委員長、黒住昌史(埼玉県立がんセンター)、松本俊治(順天堂大学)、太田秀一(昭和大学)、田久保海誉(東京都老人総合研究所)の会員に決まった。委員会では、役員(理事・監事)および理事長を選出し、無事終了した。それぞれの選

- 出者は、理事会で承認されたので、協議事項で選任をお諮りする。
- (2) Pathology International 編集長 (Editor) は、理事会で高橋雅英教授 (名古屋大学) を決定した。
 - (3) 内保連の委員は、長村義之(継続), 斉藤 澄の2名, また、外保連の委員は、長村義之(継続), 斉藤 澄, 逸見明博, 大倉康男の4名に決定した。
 - (4) 「病理専門医の機能に関する小委員会」(堤 寛委員長) は、委員会の検討事項を中間報告として公表した。一方、衛生検査所代表との懇談会に森 茂郎理事長, 長村義之病理専門医制度運営委員長, 黒田 誠医療業務委員長が参加して、「病理診断施設の設置」に関する事項等について意見交換を行った。
 - (5) 「病理検査技師との関係に関する小委員会」(中島孝委員長) は、委員会の検討事項を中間報告として公表した。また、日本臨床衛生検査技師会では、病理専門技師認定制度を設けることを希望しており、本学会に協力要請があった。日本臨床検査技師会, 同学院および本学会の関係首脳等との会合で病理系臨床検査技師の教育および専門資格のあるべき形について協議し、諸点で見解の一致を見たのでこれをもとにして次のステップへ進むことにした。
 - (6) 個人情報保護法の施行を受けて本学会全般並びに事務局職員の情報管理、患者の情報等を統一的に保護するための規則作成を広報委員長が中心となって検討中である。
 - (7) 本学会事務局のメールアドレスが9月末で使用できなくなったので、UMIN にて新たにアドレスを取得した。
 - (8) ホームページを広報委員会(堤 寛委員長) で刷新した。本学会ホームページへのリンクのルールを作成中である。委員会は本年度の公募事業計画を会報、ホームページに示した。なお、毎年の応募事業ですべての事業に応募者が少ないことから、関心が得られるように工夫することにした。
 - (9) 第96回(平成19年度)宿題報告担当者を3名, 第52回(平成18年度)秋期学術集会シンポジウムを2題, 病理診断シリーズの講演者を2名をそれぞれ選出し、理事会で決定した。
 - (10) 「学術集会の改革修正案」の骨子は固まりつつある。後ほど岡田保典常任理事よりお諮りする。
 - (11) 「第2回日本病理学会カンファレンス(2005 道後)」は、能勢真人(愛媛大学)・林 良夫(徳島大学)両世話人のもとで121名の参加を得て開催された。
 - (12) 本学会の機関誌である「Pathology International」の著作権、著作権および使用権に関するルールが変わって新しい時代に対応したものにする必要が生じたため、本誌発行の出版社である Blackwell Publishing Asia と話し合った。欧米の流れに沿った形にする予定である。
 - (13) 「Pathology International」の発行契約は5年経過するので、Blackwell 社と契約の更新中である。
 - (14) 病理専門医に関する病理専門医の試験・更新結果, 研修施設の新規審査結果, 「病理専門医研修指導医・病理専門医研修指導責任者」の設置, 「資格審査および試験についての細則」の制定, 病理専門医認定試験の実施会場, 細胞診講習会の世話人等については、理事会で報告あるいは承認された。詳しくは長村常任理事から報告を受ける。
 - (15) 病理科標準化については、病理診断体制専門委員会(水口國雄委員長)で、これまでの経過を踏まえ、新たな視点で活動している。10月31日に厚生労働省医政局総務課担当官と話し合い、併せて「病理診断施設の設置」の可能性についても説明した。
 - (16) わが国における病理医の適正配置の調査は、進行中である。
 - (17) 平成18年度病理関係診療報酬費用の改訂要求は、厚生労働省保険局医療課で2回のヒヤリングがあり、病理医のドクター・フィーを得ることを要求の最重点とした。詳しくは黒田医療業務委員長から後述する。
 - (18) 国際交流事業は、①平成17年度本学会会員海外派遣者を1名, ②平成18年度海外病理学会からの会員招へい事業を2件, ③平成17年度(前期)海外病理学会参加支援者を3名, ④ドイツ派遣研究者(留学)を1名(希望する受入先の承認が条件), ⑤平成18年度英国病理学会からの招へい者を4名, ⑥IARC(フランス)より、日本の病理医の就任要請(2年間)をホームページに掲載することを理事会で決定した。なお、ドイツ病理学会との交換留学は、一昨年に続いて2回目の実施となるが、今後のことは両学会で話し合っていくことにしている。
 - (19) 口腔病理専門医の広告ができるようにするため、厚生労働省医政局長宛に「日本病理学会の認定する専門医の広告に関する要望書」を提出した。また、歯科医師の臨床研修が1年と決まったので、口腔病理専門医規程の改定を行うことが理事会で承認された。詳しくは林 良夫理事よりお諮りする。
 - (20) 「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」が計画されて本学会も協力している。定常状態になってきたので、中長期的に対応できる「医療関連死関係専門委員会(仮称)」の設置と黒田 誠理事を委員長とすることを理事会で決定した。
 - (21) 病理関連の専門医制度を検討している神経病理学会等の関連学会と本学会は、事柄によっては話し合い、

摺合わせ等の必要性があることを確認した。

4. 各種委員会の活動状況

(1) 企画委員会（坂本穆彦委員長）

- ① 「病理専門医の職能に関する小委員会」（堤 寛委員長）は、病理医の病理診断の現状把握、迅速かつ正確な診断を期す方策（衛生検査所での業務を含む）を審議した。引続き検討することにした。
- ② 「病理検査技師との関係に関する小委員会」（中島孝委員長）は、病理医との病理検査技師がより良好な関係を築くため、病理検査技師制度の導入を中心に調査・審議した。引続き検討することにした。

(2) 広報委員会（堤 寛委員長）

- ① ホームページのデザイン、内容をリニューアルした。
- ② ホームページに委員会から依頼があれば速報を考慮した委員会報告欄を設置した。また、患者からの相談を受ける欄を設けることを検討している。

(3) 財務委員会（坂本穆彦委員長）

「18年度事業計画と収支予算案」を承認した。後ほど協議する。

(4) 学術委員会（岡田保典委員長）

以下の事項を決めたので、後ほど協議する。

- ① 平成19年度宿題報告担当候補者は、応募者(8名)についての審査、投票の結果、白井智之(名古屋大学)、内藤 眞(新潟大学)、高松哲郎(京都府立医科大学)の3名、平成18年度秋期学術集会シンポジウムは、「ダイナミックな疾患モデル」、「情報化社会における病理学」の2題、病理診断シリーズの講演者には、佐野壽昭(徳島大学)、円山英昭(高知大学)の2名をそれぞれ選出した。
- ② 学術奨励賞の副賞は、賞金をなくし、記念品のみとすることを理事会に提案することにした。
- ③ 学術集会の改革については、関係委員会での審議および会員の声に基づき「学術集会の改革修正(案)」としてまとめた。
- ④ 「学術研究賞(A演説)」のタイトル名の変更は、「学術委員会内規」で改定する。

(5) 研究推進委員会（岡田保典委員長）

- ① 第5回(平成17年度)技術講習会は、平成17年11月16日(今日)、東京大学医学部(笹野公伸教授(東北大学)の担当)で開催された。
- ② 「日本病理学会カンファレンス(2005 道後)」は、平成17年7月29日、30日、愛媛県道後温泉において実施した。能勢真人教授(愛媛大学)、林 良夫教授(徳島大学)の担当で121名が出席した。

(6) 編集委員会（岡田保典委員長）

- ① 「剖検輯報」第47輯のデータを収集中である。
- ② 「診断病理」には、現在までに66件の論文を掲載した。

(7) 病理専門医制度運営委員会（長村義之委員長）

- ① 病理専門医資格試験合格者は、52名であり、資格更新者は、372名であった。
- ② 平成17年度認定病院の新規審査は、認定病院Aは2件、認定病院Bは25件、認定病院Sは1件を、登録施設の新規審査は、14件をそれぞれ認定した。
- ③ 平成18年度病理専門医資格試験実施会場は日本医科大学に決め、平成18年度細胞診講習会は羽野寛教授(東京慈恵会医科大学)に世話人を依頼することにした。
- ④ 「病理専門医の研修細目」を決めた。
- ⑤ 「資格更新時の単位認定として、「骨髄病理勉強会」を参加5点、発表2点として認定した。
- ⑥ 「資格審査および試験についての細則」および「病理専門医研修指導医・病理専門医研修指導責任者についての細則」の制定、病理専門医制度規程等の一改定を承認した。後ほど協議する。

(8) 医療業務委員会（黒田 誠委員長）

小委員会を中心に以下のとおり報告された。

- ① コンサルテーション小委員会(石倉 浩委員長)は、患者情報の秘匿・標本の質評価等に関して、最新の書式で送付してもらうよう徹底することになっている。コンサルテーションは、年間530件であり、微増の状態である。なお、コンサルテーション業務で問題が生じた場合に備え、弁護士と相談する機会を持つことにした。
- ② 社会保険小委員会(斉藤 澄委員長)は、厚生労働省との話し合いを5回行った。病理診断診療報酬の増額を強く要望した。最重要点は、病理医のドクター・フィーを得ることである。
- ③ 精度管理小委員会(松谷章司委員長)は、一人病理医や衛生検査所の診断体制に関して、アンケート調査を企画している。
- ④ 剖検・病理技術小委員会(谷山清己委員長)は、我が国における病理医適正配置に対する意見を、また、「“ネクロブシー”と部分解剖に関する見解(中間報告)」を理事長に提出した。さらに次年度では病理医に関する病理学会保存データの改善や病理業務量の詳細な全国調査を行うことにしている。
- ⑤ 癌取扱い規約小委員会(坂本穆彦委員長)では、甲状腺規約(2006年版)の刊行に参加したこと、副腎腫瘍の改訂版が今後出版予定となっていること

などの事項が報告された。

- ⑥ 地域病理ネットワーク小委員会(井内康輝委員長)は、中国四国地区の臨床研修病院に勤務する病理医にアンケート調査を実施し、集計結果をまとめた。多くの病院で研修医の数以上の剖検が行われており、数的不足はないが、特に一人病理医の病院ではCPC研修への十分な対応がなされていない傾向が明らかとなった。地域病理ネットワークの必要性等を検討している。
- ⑦ 病理診断体制専門委員会(水口國雄委員長)は、病理科標榜実現を継続して要求しているが状況は厳しく、病理診断施設としての機能表示の可能性など、新たな戦略も同時に考えている。厚生労働省医政局総務課担当官からは、理解されているとの感触を得ている。
- (9) 口腔病理専門医制度運営委員会(林 良夫委員長)
- ① 口腔病理専門医資格更新は、16名全員を認定した。
- ② 口腔病理専門医の広告ができるようにするため、8月19日に厚生労働省医政局長宛に「日本病理学会の認定する専門医の広告に関する要望書」を提出した。後日、要望書は正式に受理されたことを確認した。その後も厚生労働省医政局総務課との話し合いを続けているが、あまり話は進展していない。当面、“広告”はできないが、病院施設や学会で掲出版・パンフレットや会報・ホームページ等で“広報”活動を行うことは差し支えないとのアドバイスを受けている。
- (10) 教育委員会(恒吉正澄委員長)
- ① 病理学教育を考える各論のワークショップは、来年度も続けて実施することにした。
- ② 「モデル・コア・カリキュラムの改訂に関する提言」を、学生の教育に役立ててほしい。
- (11) 国際交流委員会(佐野壽昭委員)
- 以下の事項を決めたので、後ほど協議する。
- ① 平成17年度本学会会員海外派遣者は、福嶋敬宜(東京大学)会員の1名。
- ② 平成18年度海外病理学会からの会員招へい事業は、坂本穆彦(杏林大学)担当および森谷卓也(東北大学)担当の2件。
- ③ 平成17年度(前期)海外病理学会参加支援事業は、遠藤希之(東北大学)、長尾俊孝(東京医科大学)、和仁洋治(倉敷中央病院)各会員の3名。
- ④ ドイツへの留学事業は、塩沢英輔(昭和大学)会員の1名。ただし、条件付き(希望する受入先の承認が必要)で内定した。
- ⑤ 英国病理学会総会(マンチェスターで開催)の出

席者は、青笹克之、長村義之、坂本穆彦、笹野公伸の理事4名。

なお、IARC(フランス)より、日本の病理医の就任要請(2年間)があったので、ホームページに掲載することにした。

(12) 支部委員会(小川勝洋委員長)

各地域における病理医配置数のアンバランスが厚労省から報告されている。各支部で病理医の配置状況と業務量について調査をすすめることにした。

5. 平成18年度/19年度役員(理事・監事)の選任

社団法人日本病理学会平成18年度/19年度役員(理事・監事)は、今総会において以下の会員が選任された。なお、就任は、平成18年4月1日である。

○理事: 19名(ABC順)

理 事 長	長 村 義 之
理 事	青 笹 克 之
	深 山 正 久
	林 良 夫
	樋 野 興 夫
	井 内 康 輝
	黒 田 誠
	真 鍋 俊 明
	中 島 孝 孝
	中 沼 安 二
	根 本 則 道
	小 川 勝 洋
	岡 田 保 典
	坂 本 穆 彦
	笹 野 公 伸
	澤 井 高 志
	居 石 克 夫
	恒 吉 正 澄
	堤 寛

○監 事: 2名(ABC順)

監 事	松 原 修 明
	手 塚 文 明

○支 部 長(兼務): 7名(地区順)

・北海道	小 川 勝 洋
・東北	澤 井 高 志
・関東	中 島 孝 孝
・中部	中 沼 安 二
・近畿	青 笹 克 之
・中国四国	井 内 康 輝
・九州沖縄	居 石 克 夫

6. 平成18年度事業計画並びに収支予算について

社団法人日本病理学会平成18年度事業計画並びに収支予算は、今総会において以下のとおり決定した。

○平成18年度事業計画

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

[事業の概要]

I. 学術集会，研究会等の開催

1. 学術集会の開催

- (1) 「第95回日本病理学会総会」(於東京・坂本穆彦会長)
- (2) 「第52回日本病理学会秋期特別総会」(於和歌山・覚道健一世話人代表)

2. 研究会，講習会等の開催

- (1) 第3回日本病理学会カンファレンス
- (2) 細胞診講習会
- (3) 病理診断講習会
- (4) 病理技術講習会
- (5) 各支部会における学術・研修集会

3. 「一般公開講座・公開シンポジウム」の開催

II. 学会誌，学術図書等の発行

1. 「日本病理学会会誌」の発行(第95巻第1～2号)
2. 「Pathology International」の発行(第56巻第4～12号，第57巻第1～3号)
3. 「診断病理」の発行(第23巻第2～4号，第24巻第1号)
4. 「日本病理学会会報」の発行(第219号～230号)
5. 「病理専門医部会報」の発行(2006年第2～4号，2007年第1号)

III. 研究および調査

1. 「日本病理剖検輯報」の発行 第47輯(平成16年症例)
2. 剖検輯報編集方法の変更・充実
3. 剖検記録データベースの再構築

IV. 病理専門医等の資格認定

1. 病理専門医・口腔病理専門医の認定・試験の実施
2. 病理専門医の広告
3. 「病理専門医研修ガイドライン」の改訂
4. 研修施設の認定

V. 学術団体との協力，連絡

1. 他学会との会議共催および後援(国内)
2. 腫瘍取扱い規約等の改訂
3. 海外病理学会との交流
 - (1) 英国病理学会との会員の相互派遣，学術交流
 - (2) ドイツ病理学会との学術交流

VI. その他目的を達成するために必要な事業

1. 日本病理学会学術奨励賞の授与

2. 会員の海外派遣の実施
3. 病理学卒前教育の充実
4. 病理診断コンサルテーションシステムの充実
5. インターネットホームページの充実
6. 医師賠償責任保険加入取扱いの実施
7. 病理専門医制度運営，口腔病理専門医制度運営，医療業務等の各種委員会の開催

○平成18年度収支予算

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
I. 収入の部			
1. 基本財産運用収入	1,000	3,000	△ 2,000
2. 会費収入	73,280,000	79,680,000	△ 6,400,000
正会員・学術評議員会費	29,000,000	31,000,000	△ 2,000,000
同 終身会費	2,000,000	7,000,000	△ 5,000,000
同 一般会員会費	30,000,000	30,000,000	0
学生会員会費	30,000	30,000	0
賛助会員会費	350,000	350,000	0
機関会員会費	500,000	500,000	0
病理専門医部会費	11,400,000	10,800,000	600,000
3. 事業収入	105,000,000	113,700,000	△ 8,700,000
学術集会収入	65,000,000	68,000,000	△ 3,000,000
論文掲載料収入	3,000,000	3,000,000	0
広告料収入	1,500,000	2,000,000	△ 500,000
刊行物発行収入	14,000,000	17,500,000	△ 3,500,000
専門医制度収入	14,000,000	15,700,000	△ 1,700,000
病理専門医部会収入	4,000,000	4,500,000	△ 500,000
講習会等収入	2,000,000	1,500,000	500,000
賠償保険等事務費収入	1,500,000	1,500,000	0
4. 補助金収入	11,000,000	10,800,000	200,000
5. 繰入金収入	1,910,000	—	1,910,000
学術医療基金繰入金収入	1,910,000	—	1,910,000
6. 雑収入	705,000	662,000	43,000
受取利息収入	5,000	12,000	△ 7,000
雑収入	700,000	650,000	50,000
当期収入合計(A)	191,896,000	204,845,000	△ 12,949,000
前期繰越収支差額	40,483,000	39,758,000	725,000
収入合計(B)	233,379,000	244,603,000	△ 11,224,000

科目	予算額	前年度予算額	増減
II. 支出の部			
1. 事業費	154,450,000	162,650,000	△ 8,200,000
学術集会経費	66,800,000	70,000,000	△ 3,200,000
学会誌発行経費	35,000,000	38,000,000	△ 3,000,000

会報発行経費	3,300,000	3,500,000	△ 200,000
剖検輯報刊行経費	17,000,000	18,000,000	△ 1,000,000
専門医制度運営経費	9,300,000	10,800,000	△ 1,500,000
病理専門医部会経費	10,000,000	11,500,000	△ 1,500,000
支部運営経費	3,350,000	3,350,000	0
学術奨励等経費	3,000,000	3,000,000	0
各種委員会経費	2,500,000	2,500,000	0
講習会等経費	4,200,000	2,000,000	2,200,000
2. 管理費	32,320,000	32,670,000	△ 350,000
人件費	15,700,000	15,500,000	200,000
福利厚生費	1,650,000	1,600,000	50,000
交通費	700,000	700,000	0
通信運搬費	2,200,000	2,500,000	△ 300,000
会議費	1,500,000	1,000,000	500,000
印刷費	2,000,000	2,400,000	△ 400,000
備品費	200,000	200,000	0
消耗品費	300,000	300,000	0
光熱水量	230,000	230,000	0
賃借料	2,600,000	2,800,000	△ 200,000
諸会費	950,000	950,000	0
補助費	200,000	200,000	0
修繕料	100,000	100,000	0
嘱託費	1,490,000	1,490,000	0
租税公課（消費税）	2,000,000	2,200,000	△ 200,000
雑費	500,000	500,000	0
3. その他	3,000,000	7,800,000	△ 4,500,000
退職給与引当預金支出	1,500,000	1,500,000	0
学術医療基金 同	1,800,000	6,300,000	△ 4,500,000
4. 予備費	1,000,000	1,000,000	0
当期支出合計 (C)	191,070,000	204,120,000	△ 13,050,000
当期収支差額 (A-C)	826,000	725,000	101,000
次期繰越収支差額 (B-C)	42,309,000	40,483,000	1,826,000

7. 諸規定の制定について

第51回秋期特別総会の前日に開催された理事会で、実務に併せて「病理専門医研修指導医・病理専門医研修指導責任者についての細則」、「審査および試験についての細則」の制定を原案のとおり決定した。その規定は以下のとおりである。

○ 病理専門医研修指導医・病理専門医研修指導責任者についての細則

1. 病理専門医制度規程4(4)に基づき、病理専門医研修指導医・病理専門医研修指導責任者についての細則を定める。
2. 病理専門医研修指導医
 - (1) 病理専門医で資格更新を1回以上行った者に、指導医資格を与える。

(2) 資格の申請

- (イ) 病理専門医資格更新申請時に、希望者は申請を行う。
- (ロ) 現在資格を有するもので、資格を希望しない者は申し出を行う。
- (ハ) 資格は病理学会に登録する。

(3) 資格の更新

- (イ) 専門医資格の更新と同時に行う。
- (ロ) 更新時に指導医資格の更新を希望しない者は申し出を行う。

3. 病理専門医研修指導責任者

(1) 病理専門医の研修施設に、指導責任者を置く。

- (イ) 病理専門医研修認定施設として登録されるためには、指導責任者の登録を必要とする。
- (ロ) 病理専門医研修認定施設の指導責任者は、病理専門医研修登録施設の指導責任者を兼ねることができる。

(2) 病理専門医研修指導責任者の病理専門医試験における役割

- (イ) 研修医が研修期間中に所属先を変更した場合、原則として受験時の所属施設における指導責任者が推薦状を提出する。
- (ロ) 指導責任者は、推薦内容に対する責任を持つ。
- (ハ) 推薦した受験者の受験申請書類に不備があった場合および試験で不正を行った場合には責任を問われることがある。

(3) 資格認定

- (イ) 病理専門医研修指導医資格を有する者が申請し、資格認定をうける。
- (ロ) 資格認定のための書類を病理学会に提出し、審査の上認定・登録される。
- (ハ) 病理専門医研修認定施設を退職した場合には、資格を失う。

4. この細則の改廃は、病理専門医制度運営委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附 則

1. この細則は平成17年11月16日に制定し、平成18年4月1日から施行する。
ただし、2(1)および3(3)(イ)について、平成12年度から平成17年度までの病理専門医資格認定者は、暫定的に病理専門医研修指導医・病理専門医研修指導責任者に申請することができる。

○ 資格審査および試験についての細則

1. 病理専門医制度規程2(5)に基づき、資格審査および試験についての細則を定める。
2. 病理専門医試験の受験申請に際しては、以下のものを提出する。
 - (1) 臨床研修の修了証明書(写し)

- (2) 剖検報告書の写し（病理学的な考察が加えられていること） 50 例以上
 - (3) 組織診経験症例数申告書 5,000 件以上
 - (4) 細胞診経験症例数申告書 1,000 件以上(スクリーニング・陰性例を含む)
 - (5) 術中迅速診断報告書の写し 50 例以上
 - (6) CPC 報告書（写し） 病理医として CPC を担当し、作成を指導、または自らが作成した CPC 報告書 2 症例以上（症例は②の 50 例の内でのよい）
 - (7) 病理専門医研修指導責任者の推薦書、証明書（日本病理学会が提示する病理専門医研修手帳）
 - (8) 講習会出席証明書（クレジット）
 - (9) 業績証明書 人体病理学に関連する原著論文または学会発表の抄録コピー別刷 3 編以上
 - (10) 日本国の医師免許証 写し
 - (11) 死体解剖資格証明書 写し
3. 資格審査については、病理専門医制度運営委員会が指名する資格審査委員が行い、病理専門医制度運営委員会で最終決定する。
 4. 試験は病理専門医制度運営委員会が指名する試験委員および実施委員が実施する。
 5. 試験採点は実施委員が行い、病理専門医制度運営委員会が最終合否判定を行う。
 6. 罰則
申請内容に虚偽があった場合および試験において不正行為が認められた場合には、病理専門医制度運営委員会が定める罰則を科す。
 7. 受験に関する料金について
受験者は受験前に、資格審査料および試験料を納めるものとする。受験資格が与えられない場合、試験料は返却する。
 8. この細則の改廃は、病理専門医制度運営委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附 則

1. この細則は平成 17 年 11 月 16 日に制定し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この細則は平成 17 年度医籍新規登録者から適用する。

8. 諸規定の改定について

会員総会で「病理専門医制度規程」、「口腔病理専門医制度規程」の改定は、原案のとおり決定された。また、理事会で「学術委員会内規」、「病理専門医研修施設認定審査細則」（旧認定病院認定審査細則）、「病理専門医研修施設登録・確認取扱細則」（旧登録施設登録・確認取扱細則）の改定が決定された。新たな規定は以下のとおりである。

○ 学術委員会内規

（平成 10 年 4 月 13 日制定施行, 同 11 年 1 月 7 日一部改正,

同 15 年 11 月 20 日一部改正, 同 17 年 11 月 16 日一部改正)

1. 常置委員会規程に基づき、学術委員会(以下「本委員会」という)内規を定める。
2. 本委員会は、以下に掲げる事項を担当する。
 - (1) 宿題演説候補者の選考に関する事
 - (2) 秋期特別総会シンポジウム担当候補者の選考に関する事
 - (3) 秋期特別総会病理診断シリーズ担当候補者の選考に関する事
 - (4) 学術研究賞（A 演説）受賞候補者の選考に関する事
 - (5) 秋期特別総会 B 演説担当候補者の選考に関する事
 - (6) 学術奨励賞受賞候補者の選考に関する事
 - (7) その他学術に係わる事項に関する事
3. 学術委員長は、理事会にて選任するものとする。
4. 本委員会は、学術委員長及び次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 常任理事
 - (2) 企画委員長
 - (3) 広報委員長
 - (4) 理事会で選出された理事 4 名
 - (5) 理事会で承認された学術評議員 6 名
 - (6) 該当年の春期総会会長及び秋期特別総会世話人
5. 委員の任期は、2 年とし、1 年毎に半数の改選を行う。なお、任期終了後 1 年間は再選されないものとする。
6. 前項の規定に係わらず、理事委員の任期は、それぞれの役職の任期とする。
7. 委員会活動を円滑に行うために、幹事を置くことができる。幹事は、本委員会理事委員の中から委員長が指名する。
8. この内規の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1. この内規は、平成 10 年 4 月 13 日制定施行する。

附 則

1. この内規は、平成 17 年 11 月 16 日から施行する。

○ 病理専門医制度規程

（昭和 53 年 4.6 制定施行, 同 58.4.5 一部改正, 平成元年 3.30 一部改正, 同 8.11.7 一部改正, 同 9.11.13 一部改正, 同 10.11.18 一部改正, 同 11.1.7 一部改正, 同 11.4.1 一部改正, 同 13.4.6 一部改正, 同 13.11.27 一部改正, 同 14.7.8 一部改正, 同 15.11.20 一部改正, 同 16.6.10 一部改正, 同 16.12.2 一部改正, 同 17.11.17 一部改正)

1. 目 的

現代の医療における病理学の重要性にかんがみ、日本病理学会病理専門医の制度を設ける。この制度は、能力の優れた専門の病理医を認定することにより、わが国の医療の

内容の一層の充実と発展に寄与し、併せて病理学の進歩に資することを目的とする。

2. 認定の方法

- (1) この制度により病理専門医の認定を受けようとする者は、この規程に基づき日本病理学会が行う資格審査ならびに認定試験に合格しなければならない。
- (2) 認定出願の資格は、次のとおりとする。
 - (イ) 日本国の医師免許を取得していること
 - (ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること
 - (ハ) 出願時3年以上継続して日本病理学会会員であること
 - (ニ) 病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修（医師法第16条の2第1項に規定）を修了していること
 - (ホ) 上記(ニ)の臨床研修を修了後、日本病理学会の認定する研修施設において、4年以上人体病理学を実践した経験を有していること。また、その期間中に病理診断に関わる研修を修了していることとし、その細則は別に定める。なお、法医での研修期間は、2年（法医学専攻の大学院修了者）までを充当することができる。
 - (ヘ) 人体病理学に関する原著論文または学会報告が3編以上あること
 - (ト) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること
 - (チ) 人体病理業務に専任していること
- (3) 資格審査は、出願者が提出した書類により病理専門医制度運営委員会資格審査委員会が行う。
- (4) 試験は、病理専門医制度運営委員会試験委員会が行う。試験は、資格試験とし、筆記試験および実地試験を課する。
- (5) 資格審査および試験についての細則は、別に定める。
- (6) 既に認定された病理医については、資格取得後5年ごとに資格の更新を行う。資格更新の細則は、別に定める。
- (7) 病理専門医に適格でない事由を生じた場合、認定を取消すことがある。

3. 研修施設

- (1) 上記2(2)(ホ)の項にいう日本病理学会の認定する研修施設とは次のものをいう。
 - (イ) 日本病理学会病理専門医研修認定施設
 - (ロ) (イ)と同等またはそれ以上の内容を有すると認められるその他の施設（外国の施設を含む）
- (2) 病理専門医研修認定施設の認定の実務は、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が行う。

- (3) 病理専門医研修認定施設の認定手続ならびに審査基準についての細則は、別に定める。
- (4) 病理専門医研修認定施設と連携して病理業務を行い、研修に協力している施設で、病理専門医研修認定施設の基準に満たないものについては、病理専門医研修認定施設の申請に基き、日本病理学会において登録確認する。事情によっては、病院長自ら登録申請することもできる。この種の施設を病理専門医研修登録施設とよぶ。
- (5) 病理専門医研修登録施設の登録・確認は、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が行う。
- (6) 病理専門医研修登録施設の登録・確認の取り扱いの細則は、別に定める。

4. 研修指導者

- (1) 病理専門医の育成のために病理専門医研修指導医および病理専門医研修指導責任者を置く。
- (2) 病理専門医研修指導医の役割は、次のとおりとする。
 - (イ) 病理専門医研修者の直接指導にあたる。
 - (ロ) 病理専門医研修者の研修状況を、病理専門医研修指導責任者に報告する。
- (3) 病理専門医研修指導責任者の役割は、次のとおりとする。
 - (イ) 病理専門医研修認定施設および同登録施設での研修カリキュラムの立案に責任を持つ。
 - (ロ) 各研修医の研修状況を把握し、必要かつ十分な研修が受けられるように配慮する。
 - (ハ) 研修医の各年度における研修の証明を行う。
 - (ニ) 病理専門医試験受験者の推薦状を書くことができる。
- (4) 病理専門医研修指導医および病理専門医研修指導責任者の資格認定・更新の細則は別に定める。

5. 本制度の運営

- (1) 病理専門医制度を運営するため、病理専門医制度運営委員会を置く。
- (2) 病理専門医制度運営委員会は、次の各号の委員を以て構成する。
 - (イ) 病理専門医部会長
 - (ロ) 医療業務委員長
 - (ハ) 教育委員長
 - (ニ) 診断病理編集委員長
 - (ホ) 理事の互選により選出された者1名
 - (ヘ) 理事会で承認された学術評議員8名
- (3) 委員の任期は2年とし、学術評議員は毎年半数を改選する。ただし、再任を妨げない。
- (4) 前項の規定にかかわらず、理事委員の任期は、それぞれの職務の任期中とする。
- (5) 病理専門医制度運営委員会に委員長をおく。委員長は、病理専門医部会長を以て充てる。

(6) 病理専門医制度運営委員会に認定の実施のため、次の実務委員会を置くことができる。

- (イ) 病理専門医資格審査委員会
- (ロ) 病理専門医試験委員会
- (ハ) 病理専門医施設審査委員会
- (ニ) その他の必要な委員会

(7) 実務委員会に関する細則は、別に定める。

6. 補 則

この規程の改廃は、理事会の審議を経て、総会の議決による。

附 則

1. この規程は、昭和53年4月6日制定施行する。
ただし、認定のための試験の実施は、認定病理医(現病理専門医)制度の発足後5年の後より開始する。認定試験実施までの暫定措置は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成15年11月20日から施行する。
ただし、2(2)(ニ)の臨床研修終了は、平成17年度医籍新規登録者から適用する。

附 則

1. この規程は、平成16年6月10日から施行する。
ただし、2(2)(ホ)は、平成17年度医籍新規登録者から適用する。

附 則

1. この規程は、平成17年11月17日から施行する。
ただし、平成18年4月1日から適用する。

○ 病理専門医研修認定施設認定審査細則

(平成10年11月1日一部改正,同11年1月7日一部改正,同11年4月1日一部改正,同13年11月26日一部改正,同14年7月8日一部改正,同平成17年11月16日一部改正)

1. 日本病理学会は、人体病理学を研修するのに適し、一定の規模と研究・教育環境を備える施設(大学を含む)を認定し、日本病理学会病理専門医制度規程3の(1)の(イ)に定める日本病理学会研修認定施設とする。
2. 上掲病理専門医研修認定施設の認定の実務は、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が行う。
3. 病理専門医研修認定施設の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 人体病理学を研修する者各人が5年間に著しく片寄らない剖検50例、同じく生検5,000例をみずから経験し研修するに十分な条件を備えていること。
- (2) 上記の条件を満たす事項として以下が顧慮される。
 - (イ) 年間剖検数(日本病理剖検輯報収録剖検例30例以上)
 - (ロ) 年間生検数(1,500件以上)
 - (ハ) 細胞診業務の実施状況

(ニ) 臨床病理討議会の開催状況

(ホ) 剖検・生検資料の保管状況

(ハ) 病理診断業務に関する精度管理状況

(ト) 病理業務関係要員、施設・機械などの整備状況

(チ) 研究・研修用図書の実備状況

(3) 病理専門医研修指導責任者となりうる病理専門医研修指導医が専任していること。

4. 病理専門医研修認定施設をA、B及びSに区分する。

- (1) 上記3(2)の(イ)から(チ)までの全ての条件を満足する施設を日本病理学会病理専門医研修認定施設Aとする。
- (2) 上記3(2)の(イ)あるいは(ロ)の要件に欠ける施設は、日本病理学会病理専門医研修認定施設Bとする。
- (3) 小児病院、神経病院などの症例の片寄りがあり、上記3(1)の要件に欠ける施設は、日本病理学会病理専門医研修認定施設Sとする。ただし、他の施設との共同のカリキュラムを編成し、日本病理学会に届け、承認を受けた場合は、病理専門医研修認定施設Aとする。

5. 病理専門医研修認定施設の認定を受けようとする病院は、所定の用紙に必要な事項を記入し、これを添えて病院長より日本病理学会に出願するものとする。

6. 認定の期限は2年とし、引き続き病理専門医研修認定施設であることを希望するものについては、その都度審査を経て認定を更新する。

7. 認定期間中であっても、基準に満たない事項が生じた場合には認定を取消すことがある。

8. 病理専門医研修認定施設は、病理学的業務にかかわる実績を毎年日本病理学会に報告しなければならない。

9. 病理専門医研修認定施設年報の要旨は、日本病理剖検輯報に掲載し、公表する。

10. 病理専門医研修認定施設認定申請書、病理専門医研修認定施設年報の様式は、別に定める。

11. この細則の改廃は、病理専門医制度運営委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附 則

1. この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1. この細則は、平成17年11月16日から施行する。ただし、平成18年4月1日から適用する。

○ 病理専門医研修登録施設登録・確認取扱細則

(平成10年11月17日一部改正,同11年1月7日一部改正,同11年4月1日一部改正,同13年11月26日一部改正,同14年7月8日一部改正,同17年11月16日一部改正)

1. 日本病理学会病理専門医制度規程 3 の (4) にいう病理専門医研修登録施設の登録確認の実務は、この細則に基づき、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が取り扱う。
2. 日本病理学会病理専門医制度規程の 3 の (1) にいう研修施設の長、あるいは事情によっては 3 の (4) の施設の病院長自ら所定の用紙により病理専門医研修登録施設の登録・確認を申請することができること。病理専門医研修登録施設の基本的条件は、
 - (1) 独自に病理標本を作製できる技師がいること
 - (2) 剖検室を備えていること
 - (3) 剖検輯報に登録された剖検例があること
 - (4) 年間に数百件の生検、細胞診のあることを原則とする。
3. 一施設にかかわる病理専門医研修登録施設数にとくに制限を設けない。
4. 登録の申請に当たって当該施設の被登録承諾書の添付を要する。
5. 登録の期間は 2 年とし、引き続き登録の継続を希望するものについては、その都度審査を経て登録を更新する。
6. 病理専門医研修登録施設は、病理学的業務にかかわる実績を毎年日本病理学会に報告しなければならない。
7. 病理専門医研修登録施設年報の要旨は、日本病理剖検輯報に掲載し、公表する。
8. 登録申請のための用紙、病理専門医研修登録施設年報の様式は、別に定める。
9. この細則の改廃は、病理専門医制度運営委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附 則

1. この細則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- #### 附 則
1. この細則は、平成 17 年 11 月 16 日から施行する。ただし、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

○ 口腔病理専門医制度規程

(昭和 63 年 5 月 25 日制定施行、平成 10 年 4 月 15 日一部改正、同 11 年 1 月 7 日一部改正、同 13 年 11 月 27 日一部改正、同 14 年 7 月 8 日一部改正、同 15 年 11 月 20 日一部改正、同 17 年 11 月 17 日一部改正)

1. 目 的

現代の医療における病理学の重要性にかんがみ、日本病理学会は口腔病理専門医の制度を設ける。この制度は能力の優れた口腔病理医を認定することにより、わが国の医療の内容の一層の充実と発展に寄与し、併せて口腔病理学の進歩に資することを目的とする。

2. 認定の方法

- (1) この制度により口腔病理専門医の認定を受けよう

とする者は、この規程に基づき日本病理学会が行う資格審査ならびに認定試験に合格しなければならない。

- (2) 認定出願の資格は、次のとおりとする。

- (イ) 日本国の歯科医師免許を取得していること
- (ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること
- (ハ) 出願時満 3 年以上継続して日本病理学会会員であること
- (ニ) 口腔病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院もしくは診療所における臨床研修を修了していること
- (ホ) 上記(ニ)の臨床研修を修了後、日本病理学会の認定する研修施設において満 4 年以上人体病理学を実践した経験をもち、その期間中に次の各項の研修を修了していること
 - (a) いちじるしく片寄らない症例について、みずからの執刀による病理解剖を行い、病理解剖学的診断を附したものの 10 例以上を経験していること
 - (b) 口腔領域のいちじるしく片寄らない症例について、みずから病理組織学的診断を附した生検 1,000 例(若干の迅速診断を含む)以上を経験していること
 - (c) 細胞診の基礎的能力を修得していること
 - (ヘ) 人体病理学に関する学会報告または原著論文が 3 編以上あること
 - (ト) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること

- (3) 資格審査は、出願者が提出した書類により口腔病理専門医制度運営委員会資格審査委員会が行う。
- (4) 試験は、口腔病理専門医制度運営委員会試験委員会が行う。試験は資格試験とし、筆記試験および実地試験を課する。
- (5) 資格審査および試験についての細則は、別に定める。
- (6) 既に認定された口腔病理医については、資格取得後 5 年ごとに資格の更新を行う。資格更新の細則は、別に定める。
- (7) 口腔病理専門医に適格でない事由を生じた場合、認定を取消すことがある。

3. 研修施設

- (1) 上記 2 の (2) の (ホ) の項にいう日本病理学会の認定する研修施設とは、次のものをいう。
 - (イ) 日本病理学会病理専門医制度規程第 3 の (1) の (イ) の定める日本病理学会病理専門医研修認定施設
 - (ロ) (イ) と同等またはそれ以上の内容を有すると認められるその他の施設(外国の施設を含む)。

4. 本制度の運営

- (1) 口腔病理専門医制度を運営するため、日本病理学会に口腔病理専門医制度運営委員会を置く。
- (2) 口腔病理専門医制度運営委員会は、次の各号の委員を以て構成する。
 - (イ) 口腔病理部会長
 - (ロ) 病理専門医制度運営委員会より選出された理事1名
 - (ハ) 理事会で承認された学術評議員6名（口腔病理専門医4名以上を含む）
- (3) 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、理事委員の任期は、それぞれの職務の任期中とする。
- (4) 口腔病理専門医制度運営委員会に委員長を置く。委員長は、口腔病理部会長を以て充てる。
- (5) 口腔病理専門医制度運営委員会に認定の実施のため、次の実務委員会を置くことができる。
 - (イ) 口腔病理専門医資格審査委員会
 - (ロ) 口腔病理専門医試験委員会
 - (ハ) その他の必要な委員会
- (6) 実務委員会に関する細則は、別に定める。

5. この規程の改廃は、理事会の審議を経て、総会の議決による。

附 則

1. この規程は、昭和63年5月25日制定施行する。

附 則

1. この規程は、平成17年11月17日から施行する。ただし、2.(2)(ニ)および(ホ)は平成18年度歯科医籍新規登録者から適用する。

9. 第53回(平成19年度)秋期特別総会世話人の選出について

第53回(平成19年度)秋期特別総会世話人代表は、向井清教授(東京医科大学)に決定した。

10. 第97回(平成20年度)総会会長の選出について

第97回(平成20年度)総会の会長は、中沼安二教授(金沢大学)に決定した。

11. Pathology International 編集長(Editor)の選出について

次期のPathology International 編集長(Editor)は、高橋雅英教授(名古屋大学)に決定した。任期は、平成18年4月1日からの4年間である。

12. 第96回(平成19年度)総会宿題報告担当者等の決定について

(1) 平成19年度宿題報告担当者は、白井智之(名古屋大学)、内藤 眞(新潟大学)、高松哲郎(京都府立医

科大学)の3名に決定した。

- (2) 平成18年度秋期学術集会シンポジウムは、「ダイナミックな疾患モデル」、「情報化社会における病理学」の2題に決定した。
- (3) 平成18年度病理診断シリーズ講演者は、佐野壽昭(徳島大学)、円山英昭(高知大学)の2名に決定した。

13. 会員の海外派遣者等について

今年度事業計画に係る「会員の海外派遣」、「海外病理学会会員の招へい」、「会員の海外病理学会参加支援」、「ドイツへの留学事業等の各事業は、以下のとおり決定した。

- (1) 第7回(平成17年度)本学会会員海外派遣者は、福嶋敬宜(東京大学)会員。
- (2) 第6回(平成18年度)海外病理学会会員招へい事業は、第95回(平成18年度)日本病理学会総会特別講演(イギリス、アメリカから各1名;杏林大学坂本穆彦教授担当)、乳腺スライドセミナー(シンガポール、中国から各1名;東北大学森谷卓也助教授担当)の2件。
- (3) 第5回(平成17年度前期)海外病理学会参加支援者は、遠藤希之(東北大学)、長尾俊孝(東京医科大学)、和仁洋治(倉敷中央病院)各会員の3名。
- (4) ドイツへの留学事業は、塩沢英輔(昭和大学)会員。
- (5) 英国病理学会総会(マンチェスターで開催)出席者は、青笹克之(大阪大学)、長村義之(東海大学)、坂本穆彦(杏林大学)、笹野公伸(東北大学)各理事の4名。

14. 「名誉会員の逝去に関する理事会申し合せ事項」について

名誉会員の逝去に係る関係事項を理事会で検討し、申し合せ事項として整理した。主要事項は、今後、従来の形の追悼文の掲載(学会誌)は行わないが、学会に特に功績があった会員の追悼記事は会員の申し出を受け、広報委員会の管轄のもとにホームページに記載することにしたことである。

15. 「日本病理学会の認定する専門医の広告に関する要望書」の提出について

口腔病理専門医の広告ができるようにするため、厚生労働省医政局長宛に「日本病理学会の認定する専門医の広告に関する要望書」を提出した。その内容は以下のとおりである。

平成17年8月19日

厚生労働省

医政局長 岩尾總一郎 殿

社団法人日本病理学会
 理事長 森 茂郎
 同 病理専門医制度運営委員長
 理 事 長村 義之
 同 口腔病理専門医制度運営委員長
 理 事 林 良夫

「日本病理学会の認定する専門医の広告」に関する要望書

日本病理学会では認定病理医制度を昭和53年に、認定口腔病理医制度を昭和63年に制定し、平成11年以降は社団法人化に伴い病理専門医制度、口腔病理専門医制度として学会認定の専門医制度を運営して参りました。この間、医療機関の組織機能の情報公開について制度改革がなされ、平成15年に病理専門医の広告について厚生労働省への届出が受理されるに至っています。病理専門医と同様、病理診断を日常業務として行っている口腔病理専門医の立場から、また、口腔病理専門医制度を運営して参った日本病理学会としても、この制度がわが国の医療現場に根づいてより高度な医療を国民に提供できるようになるために、広告規制緩和による病理専門医の名簿中に口腔病理専門医の広告についての届出を追加・受理していただけるよう以下の事由のとおり要望いたします。

要望理由

1. 医療における病理診断業務の社会的責任は、口腔病理専門医も病理専門医と同等に担っている現状に鑑み、国民医療への社会貢献としてその広告は必要不可欠と考えられる。また、国民(有病者)の側に対して専門性を明らかにする説明責任が医療者側に存在する。
2. すべての国民が口腔領域の疾患(我が国で近年増加の一途をたどっている口腔癌を含む)に際し、適切かつ十分な治療を受ける権利を有することから国民(有病者)の側が不利益を被らないためには口腔病理専門医による適切かつ高度な病理診断が必要とされる。

16. 平成17年度認定病院、登録施設(第28回)審査について

認定病院、登録施設としての新規の申請は、31件、14件であった。審査の結果、それぞれ28件、14件が承認された。認定(登録)期間は、平成17年4月1日から平成19年3月31日までである。

(1) 認定病院

認定番号	病院名
1009	社会福祉法人函館厚生院函館五稜郭病院
2036	みやぎ県南中核病院
3123	公立藤岡総合病院
3124	深谷赤十字病院
3125	埼玉社会保険病院

3126	埼玉県立小児医療センター
3127	財団法人筑波メディカルセンター筑波メディカルセンター病院
3128	独立行政法人国立病院機構千葉医療センター
3129	浦安市市川市病院組合浦安市川市民病院
3130	(財)東京都保健医療公社多摩南部地域病院
3131	石心会川崎幸病院
4020	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院
4072	富山赤十字病院
4073	富山県済生会高岡病院
4074	JA長野厚生連小諸厚生総合病院
4075	静岡市立清水病院
4076	愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院
4077	半田市立半田病院
4078	稲沢市民病院
5050	医療法人社団新日鐵広畑病院
5079	医療法人生長会ベルランド総合病院
5080	国家公務員共済組合連合会大手前病院
6037	徳島県立中央病院
6038	鳥取市立病院
6039	福山市医師会総合健診センター
6040	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター
6041	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター
7037	社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会八幡総合病院

(2) 登録施設

登録番号	病院名
1025	名寄市立総合病院
1026	総合病院北見赤十字病院
1027	JA北海道厚生連帯広厚生病院
1028	医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院
2028	福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院
3100	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院
3101	社団法人地域医療振興協会横須賀市立うままち病院
4094	伊那中央病院
4095	独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院
5080	医療法人景岳会南大阪病院
6049	財団法人倉敷成人病センター
6050	福山市民病院
7047	宮崎県立日南病院
7054	大分赤十字病院

17. 常任理事会報告(平成17年10月~12月)

◎第6回(平成17年10月20日(木))

1. 第53回(平成19年度)秋学期学術集会世話人(関東地

区)の再募集を行うことにした。

2. 日本臨床衛生検査技師会では、病理専門技師認定制度を設けることを考えて本学会に協力を求めてきた。日本臨床衛生検査技師会、同学院および本学会の関係首脳で会合をもち、技師の将来的な認定制度策定について、基本的合意を得た。本学会での担当部署は病理専門医部会であるが、現在の小委員会を発展させて専門委員会を設置し、提案の妥当性を考えていくことにした。
3. 学会の個人情報保護、運用等に関する小委員会(堤委員長)を設置することを検討した。
4. 平成18年度収支予算案を作成した。
5. 学術集会の改革に関するアンケート調査結果を会報、ホームページに掲載することにした。この結果を基に修正案を検討し、理事会に提案することにした。
6. 「Pathology International」発行契約の更新にあたり、Blackwell社は、現在の契約額では表紙のカラー化などで印刷代がかさみ、契約の費用を相当あげないと採算があわないといってきたので、その対応を検討した。
7. 長村病理専門医部会長より、“病理専門医制度運営委員会は、本制度に係る「研修指導医」、「研修指導責任者」、「資格審査および試験についての細目」を新規に定めることにしたこと、「研修要項」、「研修手帳」などの作業を行っていること、また、「骨髄病理勉強会」を資格更新時の単位認定(参加5点、発表2点)したこと。”などが報告された。
8. 厚生労働省医政局長に「口腔病理専門医の広告に関する要望書」を提出し、正式に受理された。同局総務課担当官に説明を行ったとの報告があった。
9. わが国における病理医適正配置については、医療業務委員会と支部委員会で取組んでいる。剖検・病理技術小委員会(谷山清己委員長)より、これを調査したアンケートの結果報告があったので検討した。
10. 厚生労働省のモデル事業を始めとする昨今の医療関連死問題に対する対応として、本学会に専門委員会(黒田誠委員長)を設置することを理事会に提案することにした。
11. 剖検・病理技術小委員会(谷山清己委員長)から提案のあった「ネクロプシーに関する見解」について、理事会で名称、承諾方法等をふくめて検討した。
12. 名誉会員の逝去に関する理事会申し合せ事項は、前回(本年6月)も検討したが今回、修正して理事会に再提案することにした。主な事項は、従来の形の追悼文の掲載(学会誌)は行わないことにして、学会に特に功績があった会員の追悼記事は会員の申し出を受け、広報委員会の管轄のもとにホームページに記載することにしたことである。
13. 平成18年度新名誉会員資格候補者リストを確認した。

◎第7回(平成17年11月7日(月))

1. 森理事長より、“原正道選挙管理委員長から新理事長は長村義之副理事長が選出されたこと、また、次期役員選挙結果のまとめを公示することとした。”との報告があったことが伝えられた。
2. 学会の個人情報保護に関する取扱いについては、堤寛広報委員長を中心に検討してもらった上で、理事会に提案することにした。
3. 英国病理学会より、総会(マンチェスターで開催)に4名を招待するとの連絡があったことが報告された。
4. 「医療関連死関係専門委員会(仮称)」の設置を理事会に提案することにした。
5. 病理専門技師に関する件については、引き続き「病理専門技師との関係に関する小委員会(中島孝委員長)」で検討していくことになった。
6. 平成18年度事業計画並びに収支予算案を了承した。
7. 「学術集会の改革修正案」を了承し、決定した時の時期を検討した。
8. 岡田学術委員長より、10月24日の学術委員会で、以下の事項について審議結果が報告された。
 - (1) 宿題報告担当候補者は、応募者(8名)について審査、投票の結果、白井智之(名古屋大学)、内藤真(新潟大学)、高松哲郎(京都府立医科大学)の3名を選出した。
 - (2) 秋期学術集会シンポジウムは、「ダイナミックな疾患モデル」、「情報化社会における病理学」の2題を選考した。
 - (3) 病理診断シリーズの講演者には、佐野壽昭(徳島大学)、円山英昭(高知大学)の2名を選出したこと。
9. 「学術研究賞(A演説)」のタイトル表示変更については、「学術委員会内規」の改定で明示することにした。
10. 「Pathology International」のOpen Accessは、既に欧米で広く実施されており、著者から出版社への独占的使用権許諾書の提出を自ら行うことが必要であると考えていることを理事会に諮ることにした。
11. 「Pathology International」のベスト・サイティション賞を設けることを検討してきたが、本人のヒット等が可能なことが分かったので再検討することにした。
12. 学術奨励賞の副賞については、賞金をなくし、記念品のみとすることを理事会に諮ることにした。
13. 「病理専門医の研修細目」については、全国大学病院病理部連絡会議で議題とすることにした。
14. 病理科標榜については、厚生労働省医政局総務課担当官と話し合いを行った結果、この要望は担当者としては理解できるとの感触を得た。たまたま、しばらく開かれていなかった厚生労働省の標榜科審査委員会が再開される可能性があるという情報があった。新しい視点に立って要望していくことが必要であると

考えている。

15. 「所謂“ネクロプシー”と部分解剖に関する見解（中間報告）」を理事会に諮ることとした。意見交換後のまとめを常任理事会で対応することを考えている。

◎第8回（平成17年12月20日（火））

1. 堤 広報委員長より、提案のあった「ホームページに一般の方からの相談窓口のシステム化（特に支部単位での対応）」および「病理診断の意義に関するプレスリリース」を検討した。前者は、本学会からワンクッションを置いたNPO方式で対応するならばともかく、支部での対応には無理があり、「後者は、効果があるかないか判からない点と経費面で対応しにくいと考え、いずれも保留とした。
2. 事業計画の見直し等については、次期財務委員会で検討することにした。
3. 第94回総会（東海大学）の事業・決算報告を承認した。
4. 「Pathology International」の発行にあたって、あまり条件を変えずにBlackwell社と5年契約を更新することになった。
5. 長村病理専門医部会長より、病理関係医療費に係る要望については、“厚生労働省医療技術評価分科会で引き続き検討することが適当とされた技術項目が数項リストアップされ、1月中旬ごろには内示がある予定である。”と報告があった。
6. 日本医師会と本学会とで、当面する標榜科、病理の開業、診断施設について意見交換が行われた。医師会役員の考え方に温度差があることは否めないが今後とも折衝は継続することになっている。
7. ドイツ派遣研究者（留学）は、留保していた条件が整ったので、塩沢英輔（昭和大学）会員を正式に派遣研究者と決定した。関係者には、理事長、国際交流委

員長名で通知することにした。

8. 海外視察報告（佐野壽昭・徳島大学）を会報に掲載することを了承した。
9. 倫理委員会（井藤委員長）からの「ネプロプシーに対する認識」と「日本臨床細胞学会への要望」について検討した。前者は、剖検情報委員会と倫理委員会との議論を待つことにし、後者は了承した。
10. 学術集会当日は、会費徴収を行わないことを了承した。
11. 次回の学術委員会、理事会、役員会を2月22日（水）に開催することにし、議題等を検討した。

お知らせ

1. 第20回冬季札幌がんセミナーについて

会 期：平成18年2月11日～12日

会 場：ロイトン札幌

連絡先：第20回冬季札幌がんセミナー事務局

〒060-0042 札幌市中央区大通西6-6

北海道医師会館内（財）札幌がんセミナー

TEL 011-222-1506 FAX 011-222-1526

E-mail: scs-hk@phoenix-c.or.jp

2. 第6回（平成18年度）財団法人材料科学技術振興財団山崎貞一賞候補者の募集について

申込み締切り：平成18年4月30日

連絡先：（財）材料科学技術振興財団山崎貞一賞 事務局

〒157-0067 世田谷区喜多見1-18-6

TEL 03-3415-2200 FAX 03-3415-5987

E-mail: prize@mst.or.jp

第3回日本病理学会カンファレンス

日本病理学会カンファレンス2006東京

「疾患モデルの命題-本質を見極める-」

日時：平成18年8月3日（木）13:00 ～ 22:00
平成18年8月4日（金）9:00 ～ 12:00
（合宿セミナー形式）

会場：水月ホテル鷗外荘（東京・上野の杜、天然温泉）
〒110-0008 東京都台東区池之端3丁目3-2 1
Tel：03-3822-4611 FAX：03-3823-4340
URL：http://www.ohgai.co.jp/



レクチャー

第一日目（2006年8月3日）

座長：高橋 雅英（名古屋大・分子病理学）

1. 山村 研一（熊本大・発生医学研究センター）「ポストゲノムにおける疾患モデルの意義」
2. 林崎 良英（理研）「トランスクリプトーム研究の新展開」

座長：岡田 保典（慶應大・病理学）

3. 中内 啓光（東大・医科研）「疾患モデルを利用した幹細胞研究」
4. 門脇 孝（東大・生体防御腫瘍内科学）「発生工学を用いた糖尿病・メタボリックシンドロームの分子機構の解明」

座長：北川 昌伸（東京医科歯科大・包括病理学）

5. 今 重之（北大・遺伝子病制御研究所）「炎症性疾患モデルにおけるオステオポンチンの役割」
6. 白井 智之（名古屋市立大学院医学研究科実験病態病理学）「前立腺癌の実験病理学的アプローチ：発がん機構と予防および治療に向けて」

座長：中釜 斉（国立がんセンター）

7. 樋野 興夫（順天堂大・医学部病理学）「疾患モデルの拠り所-山極勝三郎、吉田富三、Knudsonの命題」

第二日目（2006年8月4日）

座長：深山 正久（東大・人体病理学）

8. 畠山 昌則（北大・分子腫瘍）「ヘリコバクター・ピロリによる胃癌発症機構」
9. 立松 正衛（愛知県がんセンター・腫瘍病理学）「ヘリコバクター感染モデルにおける胃腸混合型腸上皮化生」

座長：安井 弥（広島大・分子病理学）

10. 大島 正伸（金沢大・癌研）「胃癌発生におけるWntシグナルとCOX-2経路の関与」
11. 若林 敬二（国立がんセンター）「高脂血症による大腸がん促進作用の解析」

ポスター発表：公募20題

疾患モデルに関する演題を募集いたします。抄録：タイトル・発表者名・所属・本文（600文字以内）をWordで作成し添付ファイルにて事務局宛にてメールでお送り下さい。締め切りは、平成18年4月30日。

参加費：相部屋（和室4～5名）利用 13,000円（宿泊費・食事費込み）
シングルルーム利用（部屋数に限りあり、先着順）15,000円（宿泊費・食事費込み）

参加登録（先着順100名限定）：氏名・所属を明記の上、下記事務局までメールまたはFAXでお申し込み下さい。参加申し込みの締め切りは、平成18年6月30日。

主催：日本病理学会研究推進委員会
申込先・問い合わせ先：第3回日本病理学会カンファレンス事務局
世話人：樋野 興夫
順天堂大学医学部病理学
〒113-8421 東京都文京区本郷2-1-1
電話：03-5802-1039 FAX：03-5684-1646
E-mail：jpsc3@med.juntendo.ac.jp



舞姫の間